

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名 :	北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例	
根 拠 条 項 :	第9条	
処 分 の 概 要 :	性風俗営業等の営業の停止命令	
原 権 者 :	北海道公安委員会	
法 令 の 定 め :		
処 分 基 準 :	別紙を参照	
問 い 合 わ せ 先 :	北海道警察本部生活安全部保安課風俗係	(電話011-251-0110)
備 考 :		

別紙

北海道性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に基づく 営業停止命令の基準

(用語の意義)

- 1 この基準における行政処分用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「営業停止命令」とは、条例第9条第1項及び第2項並びに第3項の規定に基づき、営業の停止を命ずることをいう。
 - (2) 「処分事由」とは、条例第9条第1項及び第2項並びに第3項に規定された営業停止命令を行うべき事由をいう。
 - (3) 「指示処分」とは、条例第8条第1項及び第2項並びに第3項の規定に基づき、指示をすることをいう。

(営業停止命令を行う場合)

- 2 条例第8条各項に該当するときは、原則として指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に営業停止命令を行うことを通常とする。

ただし、条例第15条第1項に規定する違反のうち、次のような場合は指示処分を行わずに直ちに営業停止命令を行っても差し支えない。

 - (1) 同種の処分事由に当たる悪質な条例違反行為を短期間に繰り返し、又は指導警告を無視する等、指示処分によって自主的に条例を遵守する見込がないと認められる場合
 - (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分に係る条例違反と同一の条例に違反した場合
 - (3) 罰則の適用がある条例違反行為が行われ検挙した場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
 - (4) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われた場合

(営業停止命令の量定)

- 3 営業停止命令の基本的な量定は、別表に定めるところによるものとする。

(営業停止命令の併合)

- 4 処分事由に当たる2以上の条例違反行為について、同時に営業停止命令を行うときは、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期が最も長い量定の期間にその2分の1の期間を加算した期間を長期とするとともに、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の短期が最も長い量定の期間を短期とするものとする。

ただし、その長期は、各処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期を合計した期間を超えないものとする。
- 5 2以上の処分事由に該当する一つの行為について営業停止命令を行うときは、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれの長期及び短期とする。

(常習違反加重)

- 6 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令の処分事由に係る違反事項について3から5までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数 の2倍の数を乗じた期間を、長期及び短期とする。

(営業停止命令の期間の決定)

7 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として別表に定める基準期間（4に規定する場合は長期とされる量定について定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、5に規定する場合は長期とされる量定について定められた基準期間を基準期間とし、6に規定する場合はその量定について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によることとし、次のような事由があるときは、情状により、3から6までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

(1) 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- イ 指示処分中にその処分事由と同一の処分事由に係る行為を行ったこと。
- ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- エ 従業者の大多数が条例違反行為に加担していること。
- オ 処分事由に係る条例違反等の行為に対する改しゅんの情がみられないこと。
- カ 付近の住民から苦情が多数あること。
- キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- ク 16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること。

(2) 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- ア 他人に強いられて条例違反等の行為を行ったこと。
- イ 営業者の関与がほとんどないこと。
- ウ 最近3年間に処分事由に係る条例違反等の行為がなく、改しゅん情が著しいこと。
- エ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。

(営業停止命令と指示処分との関係)

8 営業停止命令を行う場合において条例違反事実の解消のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

違 反 事 項	関 係 条 項	量 定
1 第9条第1項		
【第15条関係】		
(1) 料金表示に関する著しく低廉又は不当の表示違反	第3条	C
(2) 不当な勧誘又は広告、宣伝禁止違反	第4条第1項	C
(3) 不当な料金の取立て等の禁止違反	第4条第2項	C
(4) 不当な勧誘等を用いた営業の禁止違反	第5条	A
(5) 指示処分違反	第8条	B
(6) 営業停止命令違反	第9条	A
(7) 標章の破壊、汚損、取り除き違反	第10条第4項	D
(8) 報告、資料の提出、虚偽の報告、虚偽の資料の提出	第12条第1項	E
違反、立入り等の拒否、妨害、忌避違反		
【刑法関係】		
(9) 有印私文書偽造等（刑法第159条）	第9条第1項第2号	C
無印私文書偽造等（刑法第159条）	第9条第1項第2号	D
(10) 偽造私文書等行使（有印私文書行使）（刑法第161条）	第9条第1項第2号	C
偽造私文書等行使（無印私文書行使）（刑法第161条）	第9条第1項第2号	D
(11) 殺人及び同未遂（刑法第199条、第203条）	第9条第1項第2号	A
(12) 殺人予備（刑法第201条）	第9条第1項第2号	D
(13) 傷害（刑法第204条）	第9条第1項第2号	B
(14) 傷害致死（刑法第205条）	第9条第1項第2号	B
(15) 現場助勢（刑法第206条）	第9条第1項第2号	D
(16) 暴行（刑法第208条）	第9条第1項第2号	D
(17) 過失傷害（刑法第209条）	第9条第1項第2号	E
(18) 過失致死（刑法第210条）	第9条第1項第2号	E
(19) 遺棄（刑法第217条）	第9条第1項第2号	D
(20) 保護責任者遺棄等（刑法第218条）	第9条第1項第2号	C
(21) 遺棄等致死傷（刑法第219条）	第9条第1項第2号	B
(22) 逮捕及び監禁（刑法第220条）	第9条第1項第2号	C
(23) 逮捕等致死傷（刑法第221条）	第9条第1項第2号	B
(24) 脅迫（刑法第222条）	第9条第1項第2号	D
(25) 強要及び同未遂（刑法第223条）	第9条第1項第2号	D
(26) 窃盗及び同未遂（刑法第235条、第243条）	第9条第1項第2号	B
(27) 強盗及び同未遂（刑法第236条、第243条）	第9条第1項第2号	A
(28) 強盗予備（刑法第237条）	第9条第1項第2号	D
(29) 事後強盗及び同未遂（刑法第238条、第243条）	第9条第1項第2号	A
(30) 昏酔強盗及び同未遂（刑法第239条、第243条）	第9条第1項第2号	A
(31) 強盗致死、強盗致傷（刑法第240条、第243条）	第9条第1項第2号	A
(32) 強盗・不同意性交等、強盗・不同意性交等致死及び	第9条第1項第2号	A
同未遂（刑法第241条第1項及び第3項、第243条）		
(33) 詐欺及び同未遂（刑法第246条、第250条）	第9条第1項第2号	B
(34) 電子計算機使用詐欺及び同未遂（刑法第246条の2、	第9条第1項第2号	B

第250条)		
(35) 準詐欺及び同未遂 (刑法第248条、第250条)	第9条第1項第2号	B
(36) 恐喝及び同未遂 (刑法第249条、第250条)	第9条第1項第2号	B
(37) 器物損壊等 (刑法第261条)	第9条第1項第2号	D
(38) 自己の物の損壊等 (刑法第262条)	第9条第1項第2号	D
2 第9条第2項		
(39) 指示後3月以内における受託者による勧誘又は広告、宣伝違反	第9条第2項	B
3 第9条第3項		
(40) 指示後3月以内における受託者による料金等の取立て違反	第9条第2項	B

備考

量定の内容は、次のとおりとする。

- A 条例違反にあつては、60日以上8月以下の営業停止命令。基準期間は80日
刑法犯にあつては、60日以上8月以下の営業停止命令。基準期間は160日
- B 条例違反にあつては、30日以上150日以下の営業停止命令。基準期間は40日
刑法犯にあつては、30日以上150日以下の営業停止命令。基準期間は80日
- C 条例違反にあつては、20日以上120日以下の営業停止命令。基準期間は30日
刑法犯にあつては、20日以上120日以下の営業停止命令。基準期間は60日
- D 条例違反にあつては、10日以上60日以下の営業停止命令。基準期間は20日
刑法犯にあつては、10日以上60日以下の営業停止命令。基準期間は40日
- E 条例違反にあつては、5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は14日
刑法犯にあつては、5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は28日